

# 請地だより

— 第58号 —

令和8年1月発行

## 発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6  
TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

●ホームページURL

<http://takasaki-law.gr.jp/>

●メールアドレス

office@takasaki-law.gr.jp



事務所旅行 香川県高松市

宮前	堀内	藤橋	武井	中川	原良樹	弘輝	秀和	俊昌	友之	長井
事務局	木	吉田	眞樹	敦子	智子	智子	秀和	豪	駿介	弁護士
宮前	吉田	眞樹	敦子	智子	智子	秀和	豪	俊昌	友之	弁護士

私事ですが、今年の夏には古希を迎えます。還暦の時にはさしたる思いもありませんでした。やはり七〇歳という年齢はそれなりの重みがあります。幸い健康状態に不安はなく、私に与えられた職責は果たせているのではないかと思います。私が当事務所の設立や運営に関し何を重視してきたのか、その一部とはありますが、振り返ってみたいと思います。私は、恥ずかしながら「地域一番店」たるフレーズに憧れています。何を持っていきましたか、その一部とはありますが、どのような価値があるのか、それは誰が決めるのか等々、模範解答が難し

い課題を抱えながらの出発でした。まず、個人や企業が法的な悩みに直面した際、当事務所に相談したいと思つてされること自体に価値があります。まずはドアを叩いてもらう必要があります。来店してもらわなければ、話にならないままです。また、そのような事務所であり続けるために、所属弁護士は不断の精進を重ねます。羊頭狗肉とならぬよう研鑽と努力を惜しむ訳にはいきません。成長の原動力となります。そして、仮に当事務所が高い評価をいただけた場合、他の事務所が当事務所の有り様の一端でも取り入れてくれるとかも知れません。そうすれば、当事務所だけでは達成できない地域社会へ

## 寒中御見舞申し上げます

多くの大きな貢献ができるはずです。その貢献とは何か?弁護士がカバーすべき領域は非常に広く、全ての領域に精通できるはありません。私は、中小企業とそれに携わる個々人の悩みを解決し、ひいては地域経済の成長に貢献したかったのです。かなりの「思い上がり」ですが、それくらいの思いがないと、わざわざ多数の弁護士を擁する共同事務所を設立する必要はありません。

多数の弁護士が所属する事務所の利点は、言うまでもなく文殊の智慧行への接続です。所属弁護士の多寡が重要なのはなく、複数の弁護士による多角的な検討がもたらす良質なサポートの提供に価値があります。したがって、当事務所においては、担当弁護士だけでなく他の弁護士も当該事案解決に積極的に関与する風土と仕組みを形成してきましたつもりです。

他方、弁護士は自由を尊ぶ性向が強く組織からの拘束を嫌います。私自身がそうでした。よって、当事務所においては可能な限り各弁護士の自由を尊重しています。政治的・思想的信条に重しています。政治的・思想的信条についても当然のこと仕事の進め方だけではなく事案検討の際にもキャリアの长短に遠慮せず、活発な意見交換がなされています。

当事務所が果たして地域一番店なのがそうでした。しかし、所属弁護士には、地域一番店のメンバーであらんことを胸に抱き、精進していただきたいと思います。幸い、当事務所の中堅・若手弁護士は、事務所としての更なる成長を期して、諸課題に関する改革に着手してくれています。幸い、当事務所の中堅・若手の動きは、必ずや、当事務所をご活用なさる皆様に還元できるものと確信しています。

弁護士 長井 友之

## 請地だより

令和8年1月発行

# 寒中お見舞い申し上げます



栗原 秀和

松野 弘輝

まいりますので、引き続きよろしくお願  
い申し上げます。

多くの人は歳を重ねることをネガティ

ブに考え方です。確かに、私自身、身

長井 友之

体の動きが緩慢になり澁刺とした気持ちを持ちにくくなります。これは素直に残念至極です。しかし、嫌なことばかりでもあります。私の場合、若い頃のように全力疾走しなくとも許される環境に感謝しています。他者との競争ではなく、自分の志向する途を自分のペースで歩いて行くつもりです。ゆっくり歩くと、今まで見えなかつた景色に気付きます。そして、私の好きな高齢者像は、愚痴の少ない老人です。

清水 駿昌

「四十の手習い」で始めたピアノは、習い始めてから四年が経ちました。大学の頃から、ヨーロッパ、特に北欧の激しいメタルばかりを聴いていた私にとって、ピアノの曲は対極に近い音楽ではありました。もっとも、激しいメタルとはいえ、美しい旋律を兼ね備えている曲は、意外とあるのです。対極にあるようなイメージではありますが、一つ一つの音、組み合わせ、そしてそれらが生み出す美しさは共通しています。その美しさ故に、私はメタルの曲もピアノの曲も好きになつてゐるのだと思います。

飯野 豪

事務職員から、先日、「今日独り言多  
いですよ」と言われてしましました。う  
るさいから静かにしろということでした。  
これがまれにあると、事務職員から  
弁護士へのパワハラなのか?とは思  
ましたが、確かに身に覚えはあります。  
「うん、これどうしよう」「一件終える  
までに二件くる、全然終わらない」「ル  
アー変えてみるかな……いや、アクシ  
ンか、早巻きにしてみるか」などなど、  
特に仕事や釣りの最中には結構くだらな  
い独り言を言つてゐる気がします。  
独り言は思考の整理の一助になる面が

あるものの周囲に迷惑をかけてしまつことがあります。はたして独り言をやめる方法といつものはあるのでしょうか?

車を運転するときは、大抵音楽を聴いていたのですが、この頃は、オーディオブックを聞く時間が長くなっています。座って本を読む時間がなかなかとれないこともあります。何よりも、オーディオブックのコンテンツが充実してきて、「買ってまでは読まないが気になつている」本を手軽に聞けるのが便利です。また、役者や声優が朗読をする場合は、話芸としても楽しめます。近頃は上田秋成や小泉八雲、岡本綺堂の怪談にはまつています(怪談は、日本文学の精華の一つだと思います)。段々と老眼が進んでいく中、私の読書生活は、オーディオブックが中心になりました。

並木 駿介

中川原良樹

昨年一月、日弁連野球大会の決勝大会を観察するため、沖縄県那覇市を訪れました。全国の弁護士が概ね都道府県ごとに野球チームを作り、毎年全国大会が開催されていました。今回が第四五回大會といふことでした。今年は群馬県で全国大会が開催されるため、大会運営等を勉強するための観察といふ名目です。

群馬チームは、毎年予選敗退の弱小チームではありますが、今年は開催地枠で全国大会に出場できる(でてきて新しく命と向き合つていければ、なって新しい命と向き合つていけば、と考えています。家庭が慌ただしくなります)ので、なんとか恥ずかしくない試合をすべく、練習に励みたいと思ひます。

本年一月一日から、下請法が、中小受託取引適正化法(取適法)に改正・施行されております。この改正により、適用対象が拡大され、新たに従業員数の区分(300人)、役務提供委託等は100人)が新設されるほか、特定運送委託も対象取引に含まれることになりました。その他、禁止行為の追加等もなされており、中小受託事業者の保護が手厚くなっています。今後の運用が実務にどのような影響を与えていくか、慎重に見守る必要があります。近時は重要な法改正が相次いでおり、益々コンプライアンス対応のコスト・リスクが上がつてゐると感じております。皆様のお力になれよう、一層精進して参ります。